

J A F 中部地域クラブ協議会 会 則

第1条 名 称

本会は、J A F 中部地域クラブ協議会と称する。

略称として J M R C 中部 (J A F Motor sports Clubs Regional Conference) を使用する。

第2条 事務所

本会の事務所は運営委員長が指定する。

第3条 目 的

本会は、本会を構成するクラブ・団体によるモータースポーツ活動の振興と安全の高揚およびクラブ・団体の質的向上を図り、クラブ活動の円滑化の促進を行うと共に J A F との連絡調整を行うこと目的とする。

第4条 活 動

本会は、第3条の目的達成をするために次の活動を行う。

1. 競技振興に関する事
 - 1) 振興に必要な事業活動の企画、協議を行う。
 - 2) 各種規則・規定の運用を指導し、その遵守を徹底する。
 - 3) 各種規則・規定の運用に当たり、統一見解を設ける必要が生じた場合、その協議を行い必要事項について J A F との連絡調整を行う。
2. 安全に関する事項
競技の安全に関する研究、協議、研修、指導要項の作成および実施の徹底
3. 加盟するクラブ・団体間の情報交換ならびに連絡調整
 - 1) 本会に加盟するクラブ・団体へのモータースポーツに関する情報の提供および本会に加盟するクラブ・団体相互の情報交換
4. その他
 - 1) 全国他地域の J M R C との交流および情報交換
 - 2) J M R C 中部共済会の運営管理および全国共同共済の参加
 - 3) 他、本会の目的を達成するために必要な活動

第5条 構 成

本会は、中部地域内（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）に所在する会員をもって構成する。

1. 本会は、次の会員をもって構成する。
 - 1) 正会員
 - 2) 賛助会員
2. 会員の資格
 - 1) 正会員は J A F 登録クラブ・団体および J M R C 中部承認クラブ・団体とする。
J M R C 中部承認クラブ・団体は、モータースポーツ活動を目的とする5名以上、10名以下で構成されるクラブ・団体で、J A F 登録クラブ・団体への変更の意思を有し、J A F の競技許可証所持者が1名以上在籍していること。
 - 2) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人または団体で正会員の推薦により運営委員会において承認された者とする。

第6条 組織

本会は、次の機構をもって組織される。

1. クラブ・団体代表者会議
2. 運営委員会
3. 理事会
4. 専門部会
5. 専門委員会
6. 事務局

第7条 クラブ・団体代表者会議

1. 本会は、本会に加盟するクラブ・団体代表者会議（以下、代表者会議という）を年1回1月に開催する事を原則とする。
2. 代表者会議は次の事項を審議決定する。
 - 1) 会則ならびに本会の諸規定の制定、変更、廃止
 - 2) 活動計画および収支予算の承認
 - 3) 活動報告および決算報告の承認
 - 4) 当該年度の運営委員の承認
 - 5) 会費負担基準の決定および変更
3. 代表者会議は、構成クラブ・団体代表者の3分の2以上の出席により成立する。但し、委任状をもって出席と認める。
4. 代表者会議の議決権は正会員のクラブ・団体を1個とし、その議決権は出席過半数をもって決定する。但し、賛助会員は、議決権を有しない。
5. 運営委員長は、必要と認めた場合、運営委員会の承認を得て臨時クラブ・団体代表者会議を召集できるものとする。

第8条 運営委員会

運営委員会は、運営規定により選出された以下の運営委員で組織構成される。

1. 運営委員長 1名
2. 副運営委員長 2名
3. 専門部会長 専門部会数に依る
4. 委員会委員長 委員会数に依る
5. 事務局長 1名
6. 運営委員長が指名したJAFモータースポーツ専門部会員 若干名
7. 前年度運営委員の推薦で委員長が認めた者 若干名

第9条 理事会

理事会は、運営規定第7条により選出された15名以内の理事で組織構成される。

第10条 専門部会

1. 本会は次の専門部会を置く。
 - 1) **JMRC 中部** レース専門部会
 - 2) **JMRC 中部** ジムカーナ専門部会
 - 3) **JMRC 中部** ラリー専門部会
 - 4) **JMRC 中部** ダートトライアル専門部会
 - 5) **JMRC 中部** 競技会審査委員グループ
 - ①スピード競技審査委員グループ
 - ②ラリー審査委員グループ
2. 各部会の定員は、部会長を含み15名以下の委員で構成される。

第11条 専門委員会

1. 本会は、次の委員会を置く。

- 1) 総務広報委員会
- 2) 事業企画委員会
- 3) 共済管理委員会
- 4) 振興事業委員会**

2. 各委員長は上記職務遂行のため若干名の委員を指名し委員会を組織する。指名される委員が運営委員の場合は兼任を妨げない。但し、運営委員以外の委員を指名する場合、運営委員長の承認を必要とする。

第12条 会議

1. 本会は、下記の会議を開催して円滑な運営を図る。

- 1) 代表者会議
- 2) 運営委員会会議
- 3) 理事会会議
- 4) 合同委員会会議
- 5) 合同専門部会会議

その他、運営委員長が必要と認める会議。

上記会議の必要な経費の支出は、これを認めるものとする。

第13条 会計

1. 本会の経費は、次の収入をもってこれにあてる。

- 1) クラブ・団体からの運営規定に定める入会金・会費
- 2) 本会が行う事業の収益金
- ~~3) JMRC中部共済会からの運営管理費~~
- ~~4) 3) 企業、団体からの補助金・賛助金等~~
- ~~5) 4) その他~~

2. その他、特別な活動をする場合は特別会計をもって行うものとする。

3. 本会の会計年度は、前年の12月1日より同年11月末日とする。

第14条 役員の職務

1. 運営委員長

- 1) 運営委員長は、本会を代表し会務を執行する。
- 2) 代表者会議の議長となり会議の運営にあたる。
- 3) 地域内に所在するクラブ・団体の活動の推進について指導する。
- 4) 本会の代表として、JAFおよび他地区JMRCとの交流・連絡・調整を図る。

2. 副運営委員長

- 1) 運営委員長を補佐し、事故・その他の場合はその職務を代行する。
- 2) 副運営委員長2名は、専門部会部門および委員会部門をそれぞれ担当し、担当部門の統括管理を行い本会の質的向上を図る。

3. 専門部会長

運営規定による。

4. 委員会委員長

運営規定による。

5. 事務局長

運営規定による。

第15条 特別委員会

本協議会において、単年度内における単一事業および処理しなければならない単一項目が発生

した場合、運営委員長は運営委員会の決定により特別委員会を設置できるものとする。本委員会の委員長は、運営委員長がこれにあたるものとする。

但し、選挙管理委員会およびクラブ代表者会議実行委員会は、毎年必要な時期にこれを設置する。

第16条 事業年度

本協議会の事業年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日をもって終了する。

第17条 解散

本会の継続に重大な支障が生じた場合、解散することが出来る。

解散時に会計の決算を行い、欠損金が生じた場合は、正会員で公平に負担する。

剰余金が生じた場合は、代表者会議において有益と認められた団体にこれを寄付する。

第18条 会則の変更

会則の変更については、本会に加盟するクラブ・団体代表者からの提案を運営委員会において審議し、理事会の承認のもとに代表者会議の決定を得て行う。

第19条 細則

本会則に定めるものの他、本会の事業の運営上必要な細則は、運営委員会の決定により別に定める。

第20条 付則

本会則は、昭和56年8月9日より施行する。

1988年	1月29日	改定
1991年	2月 3日	改定
1999年	1月16日	改定
2000年	1月 9日	改定
2002年	1月12日	改定
2004年	1月10日	改定
2015年	7月20日	改定
2019年	1月12日	改定
2022年	2月27日	改定
<u>2025年</u>	<u>2月 1日</u>	<u>改定</u>
<u>2025年</u>	<u>4月 1日</u>	<u>施行</u>

J A F 中部地域クラブ協議会 運 営 規 定

第1条 目 的

本規定は J A F 中部地域クラブ協議会（以下、J M R C 中部という）の運営を円滑に行うことを目的とする。

第2条 運営委員会委員の選出

本会会則第8条の規定による運営委員会委員の選出は、次の事項による。

1. 次年度の運営委員の選出は、前年度の11月末日までに選出され、代表者会議の承認を得るものとする。
2. 運営委員の定員は最大25名とする。
 - 1) 第6条により選出された正副運営委員長
 - 2) 次年度運営委員長指名による専門部会長
 - 3) 次年度運営委員長指名による専門委員長
 - 4) 次年度運営委員長指名による事務局長
 - 5) 会則第8条の6. 7. による者

第3条 運営委員会の開催

1. 本会は運営委員会を原則として毎月開催し、その日程は代表者会議にて公表される。但し、運営委員長は必要に応じて、臨時運営委員会を召集することが出来る。
2. 運営委員会の召集は 文書・電子メール等 にて運営委員に 発送・発信 しなければならない。
但し、緊急を要する場合はこの限りではない。
3. 出席出来ない運営委員は、全権を委任した代理人を出席させることが出来る。この場合、代理人は委任された運営委員からの委任状を運営委員長に提出することによって代理人と認められるものとする。
4. 運営委員会にオブザーバーの出席を認める。但し、事前に運営委員長の承認を必要とする。

第4条 運営委員会の協議事項

運営委員会は次の事項についての協議・処理を行う。

1. J A F から負託された事項
2. J A F に提案すべき事項
3. 運営委員および各部会・委員会からの審議依頼事項
4. その他、必要と認められる事項

第5条 運営委員会の議決

1. 運営委員会の議決は、議決権を有する出席委員の過半数によって決する。正・副運営委員長は、議決権を有しない。
2. 可否同数の場合は、正・副運営委員長によってこれを決する。

第6条 正・副運営委員長の選出

1. 正・副運営委員長の任期は1期3年とする。
2. 運営委員長の任期の完了する年度の11月末日までに開催する運営委員会において選挙管理委員会を設置し、選挙により正・副運営委員長を選出する。
3. 選挙管理委員会は理事会より3名の委員を選出しこれにあたる。
選挙管理委員会は会員に対して公示を行い、立候補または3会員以上の推薦者を有し

本人の就任の確認が取れている被選挙人に対し運営委員会にて選挙を行う。

第7条 理事会

1. 理事長は理事会での互選とし、任期を3年とする。但し、その再選を妨げない。
2. 理事会は、下記をもって構成する。
 - 1) 理事長
 - 2) 副理事長
 - 3) 正副運営委員長
 - 4) 運営委員会事務局長
 - 5) 運営委員会および理事会1名以上の推薦の運営委員経験者および学識経験者で理事会の承認を得た者
3. 職務
 - 1) 原則として年間~~4~~1回以上の会議を開催する。
 - 2) 理事長又は、副理事長は運営委員会に出席する。
 - 3) 理事会はJMR C中部の発展に寄与する提言を運営委員会に対して行う。
 - 4) 運営委員会の答申事項に対して協議し行い助言を行う。
 - 5) 選挙管理委員会を組織し、正副運営委員長の選出を行う。
 - 6) 運営委員会で採択された会則変更の承認を行う。
 - 7) 運営委員会より負託された賞罰に対しての裁定を行う。
 - 8) JMR C中部から要請の有った競技会および事業への協力を行う。
 - 9) JMR C中部の会計監査を行う。
4. 付則
 - 1) 理事長は理事の中から副理事長~~および、また~~事務担当として事務~~理事~~局員を指名することができる。
 - 2) 理事の追加は年度途中での指名を運営委員会の承諾を得て行える。
 - 3) 理事会開催にあたり、審議事項により、運営委員より関連委員を参加させることができる。

第8条 専門委員会委員長の職務

原則として以下の担当委員会を組織し、運営委員会の承認のうえ委員会活動を行う。ただし事業計画によって委員会を統廃合することができる。

1. 総務広報委員会
 - 1) 予算案の作成
 - 2) 資産の保全、管理
 - 3) 会則、諸規定に関する事項
 - 4) 本会の対外的な交流・交歓および全国組織との連絡調整
 - 5) その他、運営委員会負託事項
 - 6) ホームページを含む社会に対する広報活動の管理運営
2. 事業企画委員会
 - 1) 本会の目的達成の為の活動を行うに必要な企画・事業の発案、研究、実施
 - 2) その他、運営委員会負託事項
3. ~~共済会~~管理委員~~会~~
 - 1) JMR C中部共済規定に基づき、共済会の運営を管理する。
 - 2) 運用については運営委員会の決定によりこれを行う。

第9条 専門部会長の職務

1. 担当部会の運営を円滑に行うため必要に応じて部会を召集し、その議長となる。
2. 運営委員会に出席し担当部門の諸問題を運営委員会に提議し、審議・協議を行う。

第10条 専門部会委員の選出

1. 担当部会長の指名により選出し、運営委員会の承認を得るものとする。
2. 原則として委員は各シリーズから主催者、選手代表者を各1名ずつ、事務局1名とする。
副委員長は選出された委員の中より1名を選出する。

第11条 専門部会の活動

専門部会の活動は次の通り行う。

1. 運営委員会から指示された事項の協議およびその報告
2. 協議会の活動促進および担当部門の情報交換
3. 本会を通じ、JAFモータースポーツ専門部会への意見ならびに提案事項についての協議
4. 審査委員グループは、各専門部会の協力のもとに審査委員を派遣し、競技の公正と質的向上を図るものとする。
5. その他、担当部門についての研究・活動の実施

第12条 JAFモータースポーツ専門部会委員の当協議会専門部会への出席義務

1. 本会所属のJAFモータースポーツ専門部会委員は、運営委員長の指名する当協議会専門部会への出席をするものとする。
2. JAFモータースポーツ専門部会委員は、当協議会専門部会とJAFとの情報交換を図る。

第13条 専門部会の議決

専門部会および委員会の議決は出席委員の過半数をもって決する。

但し、可否同数の場合は部会長および委員長がこれを決する。

第14条 事務局長の職務

1. 本会の目的達成の為の活動と会務の円滑な処理を行う。
 - 1) 会費の徴収および予算の執行
 - 2) 会計管理
 - 3) 会員管理
 - 4) 書類,資料等の管理保管
 - 5) 対外活動および連絡調整
2. 事務局長は事務局員を若干名指名し事務局を構成できる。

第15条 会計監査

監査は理事会がこれを行う。

第16条 入会金・会費

本会の入会金・会費は下記の通りとし、2年ごとに総務・広報委員会において見直し、運営委員会に答申するものとする。

1. 正会員

入会金		8,000円
会費	JAF登録加盟団体	85,000円
	JAF登録公認クラブ	85,000円
	JAF登録加盟クラブ	40,000円
	JAF登録準加盟クラブ	20,000円
	JMRC中部承認クラブ	15,000円

2. 賛助会員

会 費

30,000円

但し、年度内の昇格は差額を徴収しない。

第17条 入退会

1. 入会手続き

- 1) 加盟申請書、入会金、会費を添えて申請を行うものとする。
- 2) 事務局は書類審査のうえ、1週間以内に入会の是非を通知するものとする。
- 3) 申請内容に疑義がある場合は、運営委員会にて承認を受けるものとする。
- 4) 年度途中の入会については、入会金および会費を全額徴収する。
- 5) 3月末日までに更新を行わなかったクラブは新規扱いとする。

2. 更新手続き

- 1) 年度更新手続き期間は、12月1日から3月31日までとする。
- 2) 入会は歴年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効とし、更新の手続きは3月末日までに行うものとする。
- 3) 昇格、降格とも年度をまたいで更新する場合は、新規扱いとしない。

3. 退会手続き

- 1) 3月末日までに更新の手続きが無かった場合、3月31日付けで自動的に退会となる。
- 2) 運営委員会が退会を必要と認めたクラブについては退会とする。

4. 付 則

- 1) 新規入会の場合、入会を認められた場合に仮登録印を交付し、正登録印が交付されるまでこれを使用する。
正登録印が交付された場合、仮登録印は直ちに返却されねばならない。
- 2) 更新の場合は、更新確認の終了後に正登録印を交付する。

第18条 付 則

本規定は、昭和56年8月9日より適用する。

1988年 1月29日改定
1991年 2月 3日改定
1996年 1月14日改定
1999年 1月16日改定
2000年 1月 9日改定
2002年 1月12日改定
2004年 1月10日改定
2005年 1月 8日改定
2006年 1月13日改定
2007年 9月16日改定
2011年11月 8日改定
2015年 7月20日改定
2019年 1月12日改定
2025年 2月 1日改定
2025年 4月 1日施行